

9. きずな

平成30年度 公共事業労務費調査について

1. はじめに

国土交通省及び農林水産省では、公共工事の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。

この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和45年（1970年）から毎年定期的実施しているものです。

2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、支払い賃金から図-1の①～④の額を1日8時間労働に換算して設定しています。

なお、以下の賃金、手当、経費は含まれていません。

- 1) 時間外、休日及び深夜の労働についての割増し賃金
- 2) 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- 3) 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

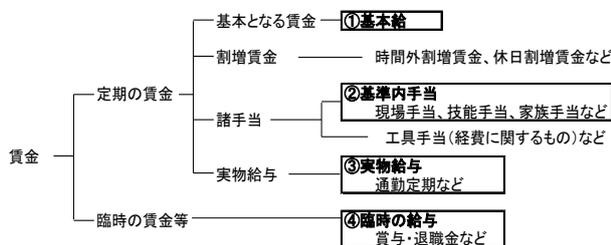


図-1 公共工事設計労務単価の構成

(2) 公共工事設計労務単価の積算体系上の位置付け

公共工事設計労務単価は、国、都道府県、政令市等が予定価格の積算に適用する単価であり、積算体系における労務単価の位置付けは図-2のとおりです。

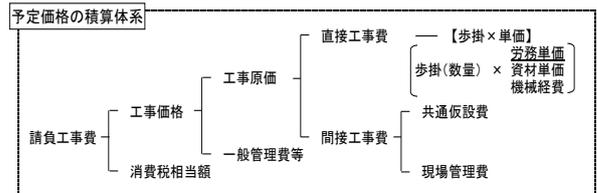


図-2 積算体系

なお、公共工事設計労務単価は、以下の2点に留意する必要があります。

- 1) 公共工事設計労務単価の範囲は上記（1）のとおりですが、含まれていない法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費に含まれています。
- 2) 時間外・休日・深夜の手当は含まれていませんが、必要に応じて発注者が別途積算します。

3. 公共工事設計労務単価の調査、決定の流れ

調査～決定の流れは、以下に示すとおりです。

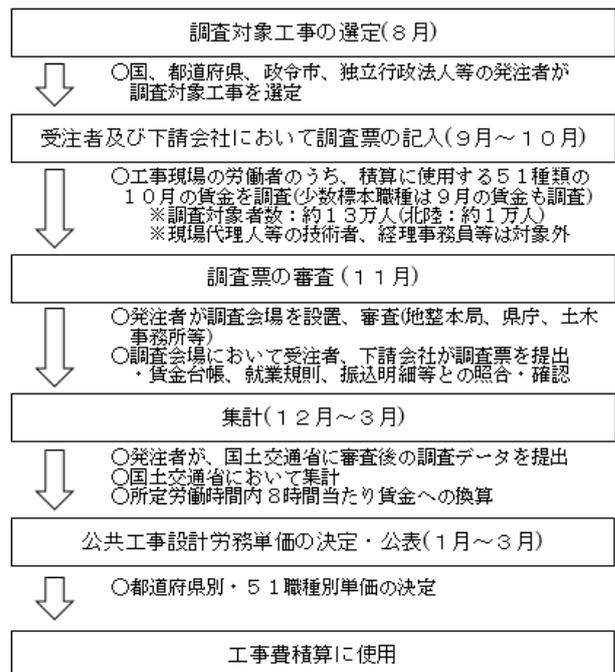


図-3 調査～決定の流れ

なお、公共工事設計労務単価の改訂時期については、平成26年、平成27年、及び平成28年は2月から、また平成29年及び平成30年は3月からと、早期に前倒して、新労務単価の適用となっています。

4. 公共工事設計労務単価の推移

近年の公共事業の労務単価は、労働市場の実勢価格が反映され、上昇傾向にあり、平成28年2月改訂では北陸3県の平均で7.5%の増(全国平均は4.9%の増)、平成29年3月改訂では北陸3県の平均で4.4%の増(全国平均は3.4%の増)、そして平成30年3月改訂では、北陸3県の平均で3.3%(全国平均は2.8%の増)の増となっており、6年連続で上昇しており、平成9年度の水準にまで回復してきています。

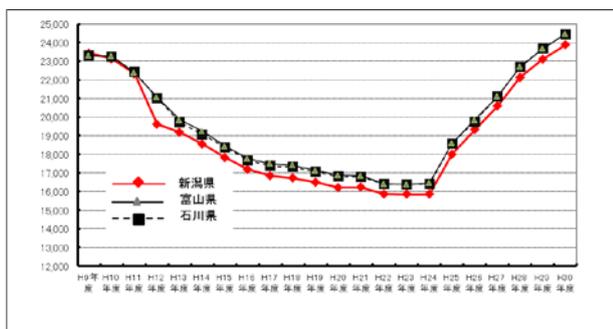


図-4 設計労務単価の推移(北陸3県)

5. 平成30年度公共事業労務費調査の留意点

平成30年度公共事業労務費調査は、週休2日の導入等の休日拡大に伴う賃金支払いの実態について、適切に設計労務単価へ反映できるようにするため、平成29年度から調査項目を追加するとともに、関係資料の提示依頼を行っています。

また、調査における標本の棄却率については、年々改善傾向にあるものの、未だに棄却せざるを得ない標本があります。

設計労務単価の設定にあたって、市場の実勢をより的確に反映するため、棄却率改善に向けて下記の改善を平成27年度調査から行っております。

- (1) 調査協力を依頼する際、調査会場での確認が必要な書類の事前確認を促す以下の3点を「公共事業労務費調査(平成30年10月調査)へのご協力について」(依頼)に掲載することによって棄却率改善を喚起します。

- 1) 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週40時間以内となっているか。
- 2) 就業規則や労使間の協定通知書(変形労働時間を採用している場合)に、労働基準監督署の押印があるか。
- 3) 賃金台帳に、労働者の受領印またはサイン(本人)があるか。

- (2) 公共事業労務費調査の手引き(以下、調査の手

引き)の調査票記入例等(様式・記入例・早見表)をひとまとめにすることで、調査票記入の際に参照しやすくし記入ミスの低減を図ります。

- (3) 一人親方について、その賃金水準を重点的に把握することとし、会場調査に出席してもらい、自身の所定内労働時間を定めていないものについても、必ず調査票を作成していただきます。

(所定内労働時間が不明の場合でも、調査を実施する)なお、一人親方の有効標本を確保するため、調査の手引きに独立した項目を設け、調査記入のための説明を丁寧に行い、より効率的かつ確実な記入が行えるよう配慮しています。

また、技能労働者の処遇向上、公平で健全な競争環境の構築に向けた、社会保険加入状況等の実態把握及び保険料の確認を引き続き行います。

表-1 全51職種一覧

1	特殊作業員		26	高級船員	○
2	普通作業員		27	普通船員	○
3	軽作業員		28	潜水士	○
4	造園工	○	29	潜水連絡員	○
5	法面工	○	30	潜水送気員	○
6	とび工		31	山林砂防工	○
7	石工	○	32	軌道工	○
8	ブロック工	○	33	型枠工	
9	電工		34	大工	○
10	鉄筋工		35	左官工	○
11	鉄骨工	○	36	配管工	
12	塗装工	○	37	はつり工	○
13	溶接工	○	38	防水工	○
14	運転手(特殊)		39	板金工	○
15	運転手(一般)		40	タイル工	○
16	潜かん工	○	41	サッシ工	○
17	潜かん世話役	○	42	屋根ふき工	○
18	さく岩工	○	43	内装工	○
19	トンネル特殊工	○	44	ガラス工	○
20	トンネル作業員	○	45	建具工	○
21	トンネル世話役	○	46	ダクト工	○
22	橋りょう特殊工	○	47	保温工	○
23	橋りょう塗装工	○	48	建築ブロック工	○
24	橋りょう世話役	○	49	設備機械工	○
25	土木一般世話役		50	交通誘導警備員A	
○: 38職種			51	交通誘導警備員B	

表-1は、労務費調査の調査対象となる全51職種の一覧であり、各職種における10月の賃金支払いの実態調査が基本となりますが、標本数が少ない38職種(表-1の○印)については、標本数確保のため、10月に作業従事していない場合は、9月も調査対象月となりますのでご了承願います。

6. おわりに

市場の実勢を的確に反映するためには、より正確な標本をより多く確保することが必要となります。

公共事業労務費調査は、公共工事設計労務単価を決定するための大変重要な調査です。対象工事に選定された場合は、調査の趣旨を十分ご理解いただき、正確な賃金実態の把握にご協力をお願い致します。